車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワット以下のもの	すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの	八十デシベル	九十八デシベル	八十一デシベル	七十七デシベル												
	すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの	七十九デシベル	九十八デシベル	八十デシベル	七十六デシベル												
車両総重量が三・五トン以下のもの		七十四デシベル	九十七デシベル	七十六デシベル	七十六デシベル												
専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の三輪及び軽自動車	車両の後部に原動機を有するもの	七十二デシベル	百デシベル	七十六デシベル	七十六デシベル												
	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	七十二デシベル	九十六デシベル	七十六デシベル	七十三デシベル												
二輪の小型自動車	側車付二輪自動車	七十二デシベル	九十四デシベル	七十三デシベル	七十七デシベル												
	側車付二輪自動車以外のもの	PMRが五十を超えるもの	—	—	七十七デシベル												
		PMRが二十五を超え、五十以下のもの	—	—	七十四デシベル												
		PMRが二十五以下のもの	—	—	七十三デシベル												
二輪の軽自動車	側車付二輪自動車	七十一デシベル	九十四デシベル	七十三デシベル	七十七デシベル												
	側車付二輪自動車以外のもの	PMRが五十を超えるもの	—	—	七十七デシベル												
		PMRが二十五を超え、五十以下のもの	—	—	七十四デシベル												
		PMRが二十五以下のもの	—	—	七十三デシベル												
第一種原動機付自転車	最高速度が五十キロメートル毎時を超えるもの（二輪のものに限る。）	PMRが五十を超えるもの	—	—	七十七デシベル												
		PMRが二十五を超え、五十以下のもの	—	—	七十四デシベル												
		PMRが二十五以下のもの	—	—	七十三デシベル												
	三輪以上のもの又は最高速度が五十キロメートル毎時以下のもの		六十五デシベル	八十四デシベル	七十一デシベル												

第二種原動機付自転車（規則第一条第二項に規定する第二種原動機付自転車をいう。以下同じ。）	PMRが五十を超えるもの	七十七デシベル
	PMRが二十五を超え、五十以下のもの	七十四デシベル
	PMRが二十五以下のもの	七十三デシベル

備考

一　定常走行騒音とは、日本工業規格D八三〇一に定める路面を原動機の最高出力時の回転数の六十パーセントの回転数で走行した場合の速度（その速度が五十キロメートル毎時を超える自動車（軽自動車（二輪自動車に限る。）を除く。）にあつては五十キロメートル毎時、その速度が四十キロメートル毎時を超える軽自動車（二輪自動車に限る。）及び第二種原動機付自転車にあつては四十キロメートル毎時、その速度が二十五キロメートル毎時を超える第一種原動機付自転車にあつては二十五キロメートル毎時）で走行する場合に、走行方向に直角に車両中心線から左側へ七・五メートル離れた位置で地上一・二メートルの高さにおいて測定した騒音をいう。この場合において、けん引自動車にあつては、被けん引自動車を連結した状態で走行する場合に測定した騒音も含む。

二　近接排気騒音とは、原動機が最高出力時の回転数の七十五パーセント（小型自動車及び軽自動車（いずれも二輪自動車に限る。）並びに原動機付自転車のうち原動機の最高出力時の回転数が毎分五千回転を超えるものにあつては、五十パーセント）の回転数で無負荷運転されている状態から加速ペダルを急速に放し、又は絞り弁を急速に閉じる場合に、排気流の方向を含む鉛直面と外側後方四十五度に交わり、かつ、排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部中心から〇・五メートル離れた位置（排気管の開口部が上向きの排気管を有する自動車にあつては、車両中心線に直交する排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部に近い車両の最外側から〇・五メートル離れた位置）で排気管の開口部中心の高さ（排気管の開口部中心が地上〇・二メートル未満の自動車及び原動機付自転車にあつては、地上〇・二メートルの高さ）において測定した騒音をいう。

三　加速走行騒音とは、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く。）にあつては、協定規則第五十一号第三改訂版附則3で規定する走行中の自動車騒音を同附則3の試験方法により測定した騒音。小型自動車及び軽自動車（いずれも二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）に限る。）並びに原動機付自転車（第一種原動機付自転車であつて、三輪以上のもの及び最高速度が五十キロメートル毎時以下のものを除く。）にあつては、協定規則第四十一号第四改訂版附則3で規定する走行中の自動車騒音を同附則3の試験方法により測定した騒音。その他の車両にあつては、日本工業規格D八三〇一に定める路面を原動機の最高出力時の回転数の七十五パーセントの回転数で走行した場合の速度（その速度が五十キロメートル毎時を超える自動車（軽自動車（側車付二輪自動車に限る。）を除く。）にあつては五十キロメートル毎時、その速度が四十キロメートル毎時を超える軽自動車（二輪自動車に限る。）にあつては四十キロメートル毎時、その速度が二十五キロメートル毎時を超える第一種原動機付自転車にあつては二十五キロメートル毎時）で進行して、二十メートルの区間を加速ペダルを一杯に踏み込み、又は絞り弁を全開にして加速した状態で走行する場合に、その中間地点において走行方向に直角に車両中心線から左側へ七・五メートル離れた位置で地上一・二メートルの高さにおいて測定した騒音をいう。この場合において、けん引自動車にあつては、被けん引自動車を連結した状態で走行する場合に測定した騒音も含む。